

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

＜キーワード：肢体一部欠損、外国育ち、中学校＞

A立B中学校1年生Cさんは、先天的に左膝より下部がなく、義足を装着して生活を行っている。保護者の意向で、他の生徒と同様に学校生活を行っているが、移動等の場面では困難さがあるため、補助を行う配慮を行っている。

保護者が外国人で、小学校中学年までを保護者の母国で過ごし、言語面においても不自由さを感じている。学校では、テスト等のルビ打ちや日本語の細かい説明を行っている。また、学習支援ボランティアを依頼し、個別に国語と数学の学習を週に数時間行っている。

1 対象生徒の障害種

肢体不自由

2 障害の程度

非該当(肢体不自由)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通常の学級

4 学年

中1

5 対象生徒の実態

先天的に左膝より下部がなく、義足を装着して生活を行っている。普段の生活において、歩きづらさや移動に困難さを感じている。
小学校中学年までを保護者の母国で過ごし、言語面においても不自由さを感じている。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

1 保護者からの申し出

2 生まれつき左脚が不自由であるため、移動や運動において困難さを感じているが、可能な限り、他の生徒と同じように活動に取り組みせたい。保護者の母国で生まれ育ったことによって、日本の文化や日本語に対しても困難さを感じている。

3 保護者及び学校が相談を行い、対応の決定を行った。

4 足に関する配慮は、最低限の補助のみとする。日本語を補助するための学習支援ボランティアを依頼する。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

B中学校のバリアフリー化を推進している。
エレベーター設置 ・昇降口ほか廊下、通路のスロープ設置 ・階段昇降機設置 ・バリアフリースイレ

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

日本語の理解と使用に困難さを感じているため、教材やテストへのルビ打ちや別室でのテスト受験などを行っている。

日本語を補助するための学習支援ボランティアを配置し、週に数時間、国語と数学の学習を個別で行っている。また、テストには放課後に時間を設け、ボランティアの方とテスト対策の学習も行っている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

義足を装着しているため、体育等での更衣に非常に時間を要する。そこで、別教室での移動やエレベーターの使用、集会等でのイスの使用を認めている。しかし、保護者の意向もあり、時間的にゆとりのある場合には、自力で移動するよう促している。

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

外国で生育したことで、日本語の理解と使用に困難さを感じている。そこで、学校では教材やテストへのルビ打ちや別室でのテスト受験などを行っている。また、日本での学習の進度の違いから算数・数学において習熟度に差が出ている。そのため、学習支援ボランティアを活用しながら、基本的な計算の仕方など数学的な能力の差を埋めている。

9 成果と課題

支援を行ってきたことで、本人が理解できる日本語の幅が広がってきている。これに伴い、授業での習熟度も上昇傾向にある。

課題は、移動に関する特別な配慮が該当生徒には「当然のこと」と受け取ってしまっていることである。保護者の意向を鑑みながら、自力移動と補助移動の兼ね合いを図りながら、当該生徒への意識付け及び取組を行わせることが今後の課題である。